

経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

今回のテーマ： 事業保険に関する税務上の取扱い

役員退職金、事業承継資金の準備、従業員の福利厚生等のために法人が契約者となり、役員又は従業員を被保険者とする保険に加入する場合があります。

2008年の遡増定期保険、2012年のがん保険等、保険については税務上の取扱いの改正が不定期に行われるため注意が必要です。

### 1. 長期平準定期保険及び遡増定期保険

保険期間が長期にわたる長期平準定期保険や保険金額が遡増する遡増定期保険については、保険期間の前半 60%に相当する前払期間は、支払保険料の損金算入割合が下記の区分に応じ制限されます。

	区分	前払期間 (保険期間前半 60%)	残りの期間 (保険期間後半 40%)
長期平準定期保険	(A)が70歳を超え、かつ、(B)が105超	支払保険料×1/2を資産計上し、残額損金算入	各年の支払保険料の全額が損金算入され、資産計上累計額は期間の経過に応じて取崩し損金算入
遡増定期保険 (保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する)	(A)が45歳を超えるもの (又はに該当するものを除く。)	支払保険料×1/2を資産計上し、残額損金算入	各年の支払保険料の全額が損金算入され、資産計上累計額は期間の経過に応じて取崩し損金算入
	(A)が70歳を超え、かつ、(B)が95超 (に該当するものを除く。)	支払保険料×2/3を資産計上し、残額損金算入	
	(A)が80歳を超え、かつ、(B)が120超	支払保険料×3/4を資産計上し、残額損金算入	

(A) 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢

(B) 保険に加入した時ににおける被保険者の年齢 + 保険期間 × 2

### 2. がん保険

2012年4月27日に国税庁より[法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについての法令解釈通達]が公表されました。

終身タイプのがん保険はこれまで支払保険料の全額が損金算入されていましたが、2012年4月27日以降の契約から保険期間(加入時の年齢から105歳までの期間)の前半50%を前払期間とし、その間は支払保険料のうち1/2を資産計上することになります。

### 3. 変額終身保険・低解約型終身保険

解約返戻金の変額又は低額である一方、死亡保険金は一定額が支払われるという変額終身保険・低解約型終身保険については、保険料の支払時に支払保険料の全額を資産計上することになります。

なお、既に参加している終身保険を払済保険に変更した場合には、原則として、変更日の解約返戻金相当額と資産計上額との差額を変更した日の属する事業年度の益金又は損金に算入します。

### お見逃しなく!

- 長期平準定期保険の要件に該当する場合であっても解約返戻金の支払いがないものは、保険料の支払の都度、全額損金に算入されます。
- 2012年4月27日以降契約のがん保険であっても保険契約の解約等において払戻金のないもの(ごく少額であるものを含む)は、保険料の支払の都度、全額損金に算入されます。